

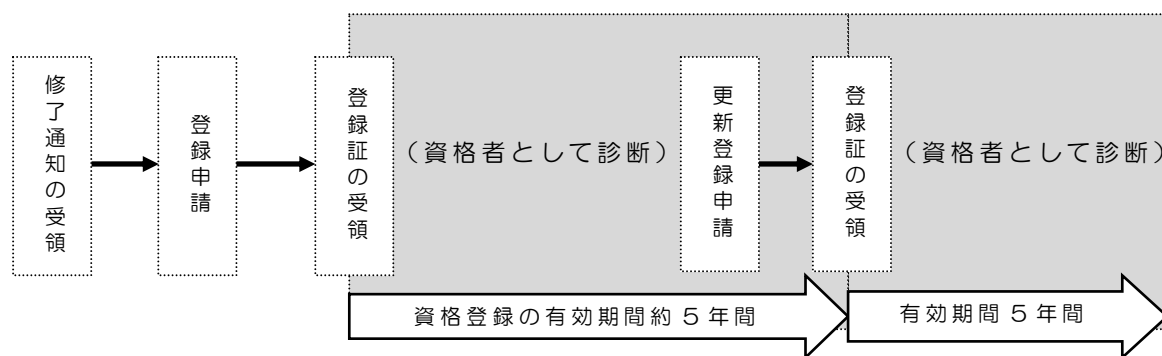
「建築設備診断技術者」資格制度について

「建築設備診断技術者」の資格は、講習の修了が認められた者が、下記のとおり、登録を申請し、登録簿に登録することによって、公益社団法人ロングライフビル推進協会及び一般財団法人 日本建築設備・昇降機センターから与えられ、資格者には登録証が発行されます。

資格者として登録された建築設備診断技術者は、診断業務の品質を確保するために診断業務の範囲、方法等を定めた「建築設備診断業務指針」を標準として、建築設備診断を行うものとされています。

このため、資格取得講習では、「診断業務指針」を軸とした講習テキストを使用し、講習を行います。

建築設備診断技術者の資格登録のフロー



1. 登録申請

講習を修了された方は、登録のご案内をお送りいたしますので、資格者登録を申請下さい。登録料は 11,000 円（消費税（10%、1,100 円）込）です。

なお、次のいずれかに該当する修了者は、登録を受けることができません。

- ・成年被後見人又は被保佐人
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終り、または刑の執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過していない者
- ・建築物の関係法規に違反し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終り 2 年を経過していない者
- ・破産者で復権を得ていない者

2. 登録証の交付と資格者名簿の公表

資格者として登録された方には、「建築設備診断技術者」の資格者登録証を交付します。登録された方のみが、資格者を名乗ることができます。

また、資格者の登録番号・氏名・業務実施都道府県名等を登載した「登録者名簿」をホームページに掲示して一般の閲覧に供し、診断業務を発注しようとする方々に情報提供します。

3. 登録の有効期限及び更新

今回（令和 7 年度）の登録の有効期限は令和 13 年 3 月 31 日（有効期間約 5 年）です。

有効期限前に更新登録の要件（更新講習受講又はレポート提出）を満たすことにより、更新登録できます。

公益社団法人 ロングライフビル推進協会（BELCA）
一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター（BEEC）